

月例研究会（2010年11月24日）

## 韓国労働社会運動の現状 —ソウル訪問の経過と聞き取り

五十嵐 仁

11月16日から21日まで、韓国のソウルを訪問した。その際に行った、韓国労総、民主労総、全国不安定労働撤廃連帯、韓国労働史記録センター「大河」、ソウル大学日本研究所、聖公会大学労働運動史研究所からの聞き取りを紹介することが、今回の報告の趣旨である。

韓国訪問はソウル大学日本研究所の招きによるもので、主な目的は日本研究所と大原社会問題研究所との研究協力覚え書きの締結を行い、その際に大原社会問題研究所の歴史と活動についての講演をすることであった。また、聖公会大学労働運動史研究所との間でも、同様の覚え書きを締結しており、この機会に交流を深めようと、こちらでも同様の講演を行った。

同時に、韓国の労働社会運動の現状を知ることができるような団体を訪れて話を聞きたいと思い、韓国労総と民主労総、全国不安定労働撤廃連帯からの聞き取りを行った。その結果、韓国の労働社会運動において、現下の重要問題は二つあるように思われた。一つは、非正規労働者問題への対応であり、もう一つは、労働基準法や労働組合法の改正問題である。

前者では、2007年7月1日に300人以上の企業と公務に施行され、その後、適用が拡大されてきた非正規労働者保護法の問題が大きい。これに対しては、韓国労総が比較的評価する立場だが、民主労総はそれほどでもなく、全国不安定労働撤廃連帯はほとんど評価しないという形で分かれている。当初、懸念されていた2年間

で雇用契約を打ち切るといような例は少なく、正規化は進んだものの劣悪雇用が拡大したということのようだ。

全国不安定労働撤廃連帯の立場は、そもそも非正規労働は「保護」ではなく「撤廃」されるべきだというもので、2年雇用したら正規化されるので、非正規労働者の雇用期間が3ヵ月、6ヵ月という形で短くなったと指摘していた。

後者については、複数労組の解禁と交渉窓口の一本化、企業による労組専従者への賃金支払いの禁止への対応という二つの問題がある。

複数労組の解禁は支持するが、交渉窓口の一本化については多くの懸念があり、是正を求めるとい点では共通している。とりわけ、少数労組の権利が侵害され、多数労組との合意によって労働条件の不利益変更が合法化される危険性を、民主労総は指摘していた。

もう一つの企業による労組専従者への賃金支払いの禁止については、韓国労総はタイムオフ（勤労時間免除制）の導入や企業からの献金を受ける公益財団の発足などによって対応し、民主労総は団体協約による実質的な継続を図ろうとしているという違いがある。労働組合への「兵糧攻め」という意味もあり、民間中小企業労組の多い韓国労総の方が影響は大きいようだ。

労働運動関係の資料館では、「韓国労働史記録センター『大河』」の存在を知ったのは大きな収穫だった。民主労総系の労働組合が資金を出しあって運営しており、組合の大会資料や定期刊行物、運動で使われたビラ、旗、ゼッケン、鉢巻き、バッジ、写真、ポスター、ビデオフィルムや音声資料などを収集・保存している。

ここは資料目録を作成するだけでなく電子化してウェブで公開するなど、大原社会問題研究所の活動と極めて似ている。一般公開はしていないが、訪問すれば資料を閲覧できるということなので、利用価値は高いと言えよう。

（いがらし・じん 法政大学大原社会問題研究所教授）